

令和6年5月の民法の改正による

『【第5版】 リアリストイック不動産登記法Ⅱ』の修正

令和6年5月の民法の改正による

『【第5版】 リアリストイック不動産登記法Ⅱ』の修正

令和6年5月、民法が改正され、離婚後も共同親権が選択可能になるといった改正がされました。養育費の履行確保に関する改正もされ、子の監護費用（養育費など）に一般の先取特権が付与されました。よって、『【第5版】 リアリストイック不動産登記法Ⅱ』も修正が必要となります。以下の修正をお願いいたします。

なお、令和6年5月の民法改正の施行日は、公布日（令和6年5月24日）から2年以内であり、令和8年度から出題範囲になるか、まだ確定していません。

		修正前	修正後
不動産登記法Ⅱ 【第5版】	P156 ／四角1の7行目	一般の先取特権は <u>4</u> 種類	一般の先取特権は <u>5</u> 種類
